

私道における共同排水設備工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第8号に規定する処理区域内又は処理予定区域として整備中の区域内にある私道で、公共下水道を利用するために法第10条第1項に規定する排水設備（専ら官公署又は企業が利用するものを除く。）を共同設置する工事（以下「共同排水設備工事」という。）を行う者に対して、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、共同排水設備工事の費用を補助するための補助金の交付手続等について必要な事項を定め、もって公共下水道の利用を促進させることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる共同排水設備の工事をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 共同排水設備 私道内の共同排水管及び共同汚水ますをいう。

(補助要件等)

第3条 共同排水設備工事の補助は、次の各号の要件を備えている場合で、補助の必要性が認められるものについて行うものとする。

- (1) 私道の幅員が工事に支障のないものであり、かつ、その一端が公道に接続していること。
- (2) 共同排水設備を利用してあらたに汚水を排除する家屋が3戸以上あること（複数の家屋であっても所有者が同じ場合は1戸とみなして算定する。）。
- (3) 補助事業が完了した後、遅滞なく、くみ取便所又は浄化槽の廃止工事を行い、及び汚水を公共下水道に排除するための排水設備を設置すること。
- (4) 申請は、建物所有者又は建物所有者の承諾を得た賃借人ら全員の申請によるものとし、共同排水設備の設置について、私道の土地所有者の承諾が得られていること。
- (5) 補助の対象となる共同排水設備は、自然流下による下水の疎通に支障のない範囲までのものとし、蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号）第

4条に定める基準に適合していること。

(6) 共同排水設備を設置する者の全員が市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

2 前項の要件を満たし補助事業を行った者は、この補助制度の趣旨にそい、当該私道に面する土地の所有者等から法第11条に基づく共同排水設備の利用の申し出があったときは、その利用を妨げてはならない。

(補助金の額)

第4条 補助事業の補助金の額は、予算の範囲内において別表に定める補助の対象範囲に係る工事費の総額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に申請代表者を選任のうえ、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請代表者委任状・申請者誓約書（第2号様式）
- (2) 土地使用承諾書（第3号様式）
- (3) 共同排水設備工事費見積書
- (4) 共同排水設備工事設計図
- (5) 土地登記簿及び公図の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請代表者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

(決定の変更)

第7条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定内容につき承認を求めた場合において、変更を承認したときは、第6条の決定を変更することができる。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次に掲げる事項をするときは、市長に補助金変更交付申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の施工内容又は工事費の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするとき。
- (2) 補助事業の施行を中止するとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請代表者は、第6条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、当該補助金の交付の決定の日から3か月以内に蒲郡市下水道排水設備指定工事店により補助事業を完了させなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業に係る工事前、工事中及び竣工の状況をそれぞれ工事記録写真として記録しなければならない。

(実績報告書の提出及び検査)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第10条の工事記録写真その他別に定める書類を添えて、補助事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して2週間を経過した日又は補助事業の交付決定を通知した日の属する年度の末日のいずれか早い時期までとする。
- 3 市長は、第1項の規定による補助事業実績報告書を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による完了検査の結果、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めたときは、補助事業者にその是正を勧告することができる。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告に従って行う補助事業について準用する。

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び完了検査の結果、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第7号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（第8号様式）により市長へ補助金を請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求を受けたときは、審査のうえ補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りの申請その他の不正な手段によって補助を受けたとき。

(2) 交付された補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けて設置した共同排水設備について、法第11条に基づく使用を正当な理由なく拒否したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に定める義務に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(変更決定通知)

第15条 市長は、第7条及び前条第1項の規定により当該補助金の交付の決定の変更をした場合は、補助金変更決定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を命じる。

2 前項の規定により、補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、補助金等交付規則第20条に規定する補助金等

の返還の例による。

(維持管理義務)

第17条 補助に係る排水設備の維持管理は、補助事業者が適正に行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の私道における共同排水設備工事補助金交付要綱（平成11年12月9日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

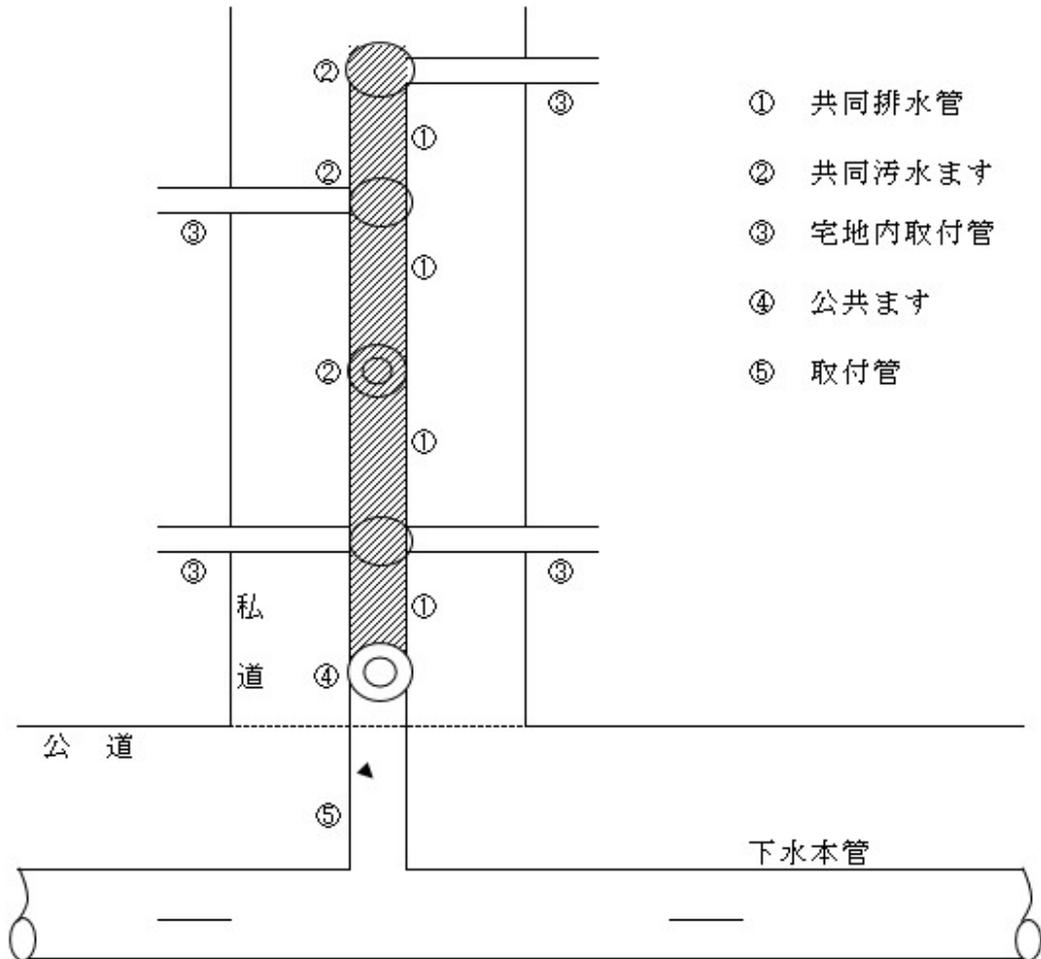
附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助の対象範囲

- 1 共同排水設備工事に係る費用について、補助の対象範囲は下図の斜線部とする。



- 2 共同排水設備工事の施工にあたり、申請者の日常生活の用に供するため、社会通念上必要となる水道・ガス等の供給管その他これらに類する地下埋設物を切廻し又は移設せざるを得ない場合にあって、その費用を申請者が負担することとなっている場合の当該費用は、補助の対象とする。
- 3 路面復旧は、原形復旧を上限として補助の対象とする。